

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 年未調整の注意点

Q：今年も年末調整の時期となりました。昨年と比べて変わった点など注意することがあれば教えてください。

A：特別減税が実施されていること、一定の扶養控除の額が引き上げられていることなどに注意してください。

### 【解説】

平成10年度の税制改正等により、次のような改正が行われていますので注意してください。

#### (1)特別減税の実施

特別減税額は次の合計額となります。

- ①本人…38,000円
- ②控除対象配偶者及び扶養親族…1人につき19,000円

#### (2)通勤手当の非課税限度額の上限を10万円に引き上げ

源泉徴収の際における改正後の非課税規定は、平成10年4月1日以後に支払われるものから適用されていますので、3月31日までに支払われた通勤手当について改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、年末調整で精算します。

#### (3)一定の控除額の引き上げ

特定扶養親族の扶養控除額、特別障害者の障害者控除額及び同居特別障害者に対する配偶者控除又は扶養控除の割増控除額が、それぞれ5万円引き上げられました。

#### (4)宿日直料の非課税限度額の引き上げ

平成10年1月1日以後支給すべきものから3,800円に引き上げられました。

